

ひとり親家庭

「自立支援教育訓練給付金制度」のご案内

※高等職業訓練促進資金貸付金との併給はできません

母子家庭の母又は父子家庭の父が仕事に就くために必要な技能や資格を取得する時に給付金を支給します。

厚生労働省が指定した教育訓練講座において、本人が支払った受講料等の6割相当額が支給されます。

・一般教育訓練、特定一般教育訓練……上限：20万円、下限：1万2千円

・専門実践教育訓練……上限：修業年数×40万円（最大：4年×40万円＝160万円）、下限：1万2千円

また雇用保険制度の専門実践教育訓練に指定されている講座を受講される場合は、卒業後1年以内に資格を取得し就職した場合、追加で2.5割相当額が支給されます。

※ただし、雇用保険制度の教育訓練給付金（一般・特定一般・専門実践）の受給資格がある方は、上記の金額から雇用保険制度により支給された額を差し引いた金額を支給します。

1 制度を利用する方

鳥取市にお住まいの20才未満の子を養育する母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の①～③のすべてを満たす方

- ① 母子・父子自立支援プログラム策定等の支援を受けている方 ※受講前に事前相談・講座指定認定が必要です
- ② 当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要と認められる方
- ③ これまでに一度も自立支援教育訓練給付金を受給したことがない方

2 本事業の対象講座

① 雇用保険制度の教育訓練給付金（一般・特定一般・専門実践）の指定教育訓練講座

※対象講座については、受講する講座の教育訓練機関にお問い合わせいただかず、最寄りのハローワークでも閲覧できます。

※インターネット検索 ♪ 「厚生労働省 教育訓練講座検索システム」でもご覧になります。

② ①に準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座（資格取得や就職に真に結びつくと認められる場合）

3 申請について（受講前に事前相談・講座指定認定が必要です）

☞受講開始前の手続きについて ※申請日が受講開始日を過ぎると不承認となりますのでご注意ください。

必要書類：①児童扶養手当証書等 ②印鑑 ③請求者のマイナンバーを確認できるもの

④本人確認ができるもの ⑤受講講座の内容の分かるもの

⑥教育訓練給付金支給要件回答書（一般・特定一般・専門実践 教育訓練）の写し

☞受講後の手続きについて

受講後（専門実践教育訓練給付金受給者は支給額確定後）30日以内に次の書類を提出してください。

必要書類：①訓練機関等の教育訓練修了証明書等の写し ②教育訓練経費にかかる領収書の写し

③印鑑 ④請求者のマイナンバーを確認できるもの ⑤本人確認ができるもの

⑥振込先金融機関の通帳

⑦教育訓練給付金支給・不支給決定通知書の写し

※雇用保険制度の一般・専門実践・特定一般の教育訓練給付金が支給されている場合

※その他、ご家庭の状況により、戸籍謄本等の提出をお願いする場合があります。

申請や事前の御相談については

鳥取市役所こども未来課(駅南庁舎1階3番窓口) 電話(0857)30-8239

または、各総合支所市民福祉課窓口 までお問い合わせください。

